

淡路市民が淡路市外の保育施設を申し込む場合（委託）

※市区町村ごとで手続きが異なります。一般的な流れを記載しています。
原則、月初入所、月末退所とします。

①入所を希望する施設が所在する市区町村の役所に締切日等をお問い合わせください。
・施設の空き状況、締切日、必要書類、転入予定の有無、必要書類の様式など

②申込書類を淡路市役所子育て応援課にご提出ください。

※淡路市または施設が所在する市区町村の役所の締切日のいずれか早い日にあわせて早めにご提出ください。締切日直近では間に合わない場合があります。

淡路市から申込書類を、施設が所在する市区町村の役所に送付します。
施設が所在する市区町村の役所から、入所施設の決定等の通知が淡路市にあります。

③入所施設の決定等は、淡路市からお知らせします。

※書類の不足や不備も淡路市からお知らせします。

④淡路市から転出された方は、転出先市区町村の役所で改めて保育施設をお申し込みください。

淡路市の様式でよい場合の申込書類

1. 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
2. 家庭調査票
3. 保護者の保育を必要とする証明書類
+
4. 課税証明書 ※施設が所在する市区町村の役所が必要とする場合
+
5. 転出予定先がわかるもの ※転出予定がある場合
+
6. その他施設が所在する市区町村の役所が必要とする書類

※保育料・副食費の金額決定、徴収は、利用する施設で異なります。

淡路市外の方が淡路市内の保育施設を申し込む場合

※市区町村ごとで手続きが異なります。一般的な流れを記載しています。
原則、月初入所、月末退所とします。

①住民票がある市区町村の役所に締切日等をお問い合わせください。

- ・施設の空き状況、締切日、必要書類、転入予定の有無、必要書類の様式など

②申込書類を住民票がある市区町村の役所にご提出ください。

※淡路市または施設が所在する市区町村の役所の締切日のいずれか早い日にあわせて早めにご提出ください。締切日直近では間に合わない場合があります。

住民票がある市区町村の役所から、申込書類を淡路市に送付します。

淡路市から、入所施設の決定等の通知を住民票がある市区町村の役所に送付します。

③入所施設の決定等は、住民票がある市区町村の役所からお知らせします。

※書類の不足や不備も住民票がある市区町村の役所からお知らせします。

④淡路市に転入予定の方は、淡路市役所子育て応援課で改めて保育施設をお申し込みください。

住民票がある市区町村の様式でよい場合の申込書類

1. 住民票がある市区町村の様式による必要書類一式

+

2. 課税証明書（住民税の所得割額・均等割額がわかる納税通知書で代用可）

+

3. 転入予定先がわかるもの ※転入予定がある場合

※書類に不足がある場合、住民票がある市区町村が受付しても淡路市では受理しない。（当該住民票がある市区町村に返送します。）

※保育料・副食費の金額決定、徴収は、利用する施設で異なります。